

要介護認定を受けている方の 「障害者控除 対象者認定書」 の交付について

障害者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けていない方でも、基準日(12月31日)において介護保険の要介護認定(要介護1から要介護5)を受けている満65歳以上の方で、状態が身体障害者手帳等の交付を受けている方と同程度であると判断した場合は、「障害者控除対象者認定書」が発行され、所得税や住民税で障害者控除か特別障害者控除を受けることができます。

この場合「要介護度」の段階で一律に認定の可否が決まるものではありません。基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」「主治医意見書」をもとに認定します。

(注意事項)

要介護認定を受けている方でも障害者控除の対象にならない場合があります。

本人及び扶養親族の所得税や町民税が非課税の場合は該当になりません。

申請には「印鑑」が必要です。

認定書の申請相談窓口

健康福祉課 介護保険グループ ☎74-3001



各種申告の受付が始まります

所得税の還付申告の受付開始

平成27年分の還付申告の受付が始まります。

町では、1月29日(金)から本庁窓口及び洞爺総合支所窓口で随時受付を開始します。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、提出してください。

また申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告(e-Tax)により提出できます。

詳しくは、室蘭税務署(☎0143-22-4151)または役場税務財政課(☎74-3003)へ。

◆毎年スムーズな申告受付ができるよう心がけ、町民の皆さんにご理解をいただいているところですが、1月29日(金)以前については、申告の受付体制がシステム構築の関係などで整っていないことから、お急ぎの場合は、大変お手数ですが、直接税務署へ行っていただくなどの対応をお願いいたします。



償却資産の申告を忘れていませんか？

■申告は2月1日(月)まで■

償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいい、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に算入されるものです。



償却資産の申告にあたっては、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いいたします。

家を取壊した方は家屋の滅失届を

■2月1日(月)までに！■

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取壊した方で、まだ家屋の滅失届をされていない方は、2月1日(月)までに税務財政課へ家屋滅失届を提出してください。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。



確定申告
の相談と
申告書の
相談

2月16日(火)
3月15日(火)

洞爺湖温泉支所
申告相談日

■日時 2月26日(金)
午前の部 10時から正午
午後の部 14時から16時
■場所
洞爺湖温泉支所会議室